

「第4次DV対策宮崎県基本計画」の概要

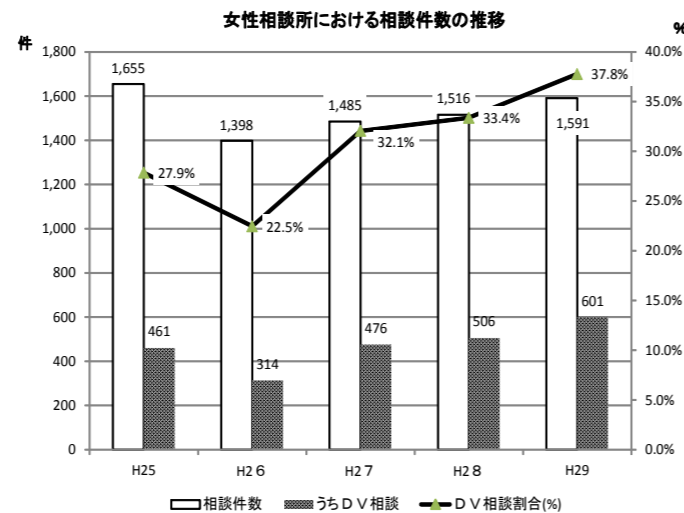
第1章 計画の策定に当たって

- 1 計画策定の趣旨
現行計画期間が今年度末で満了することから、計画の見直しを行い、平成31年度からの新たな計画を策定。
- 2 計画の位置付け
 - ・ 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づく法定計画
 - ・ 本県におけるDV対策を講ずる上での基本的な方向と具体策を示す。
- 3 計画の期間
平成31年度から平成35(2023)年度までの5年間

第2章 DV対策に関する現状

1 本県の現状

- H29年度相談受付件数(県女性相談所)
1,591件(前年度比+75)のうち、DVを主訴とするものは、601件(前年度比+95)。DVに関する相談は、件数・割合ともに増加傾向。
- H29年度一時保護者数(県女性相談所)
30人(うちDV 24人)
全体の一時的保護者数は、減少傾向であるが、DV被害者数は横ばい。H29年度は、全体に占める割合が8割。



女性相談所一時保護所における一時保護者数の推移 (単位:人)

年 度	H25	H26	H27	H28	H29
全 体	59	29	39	39	30
D V	27	13	24	21	24
割 合	45.8%	44.8%	61.5%	53.8%	80.0%

2 県民のDVに対する意識(H27年度「男女共同参画社会づくりのための県民意識調査」)

- 女性の約4割(39.4%)、男性の約2割(21.6%)の人が「夫や妻または恋人から何らかの暴力を受けた経験」あり。
- そのうち、「どこ(だれ)にも相談しなかった」人が34.3%(平成22年調査と比較して14.3ポイント減少)。

第3章 計画の基本的考え方

1 基本的視点

- ① DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であること。
- ② 被害者の人権及び被害者本人の意思は、最大限に尊重されるべきものであること。
- ③ 被害者の保護支援を行うに当たっては、被害者の安全の確保が最優先課題であること。

2 基本理念(目指す方向)

一人ひとりの人権が尊重されることにより、DVが根絶され、誰もが安心して暮らせる社会

第4章 具体的施策の展開

基本目標Ⅰ DVを許さない社会づくり

重点目標1 DVを許さない社会づくりのための教育・啓発の推進

- 県民に対する啓発活動の推進
- 男女共同参画の視点からの啓発活動の推進
- 学校や家庭、地域における人権教育・啓発の推進
- 若年層に対する未然防止対策の推進
- 加害者への対応

基本目標Ⅱ 安心して相談できる体制づくり

重点目標2 相談体制の強化

- 女性相談所、男女共同参画センター、警察等における相談機能の充実
- 通報等についての医療関係者への周知
- 民生委員・児童委員等への働きかけ

重点目標3 市町村における相談機能等の充実

- DV相談窓口の明確化及び支援体制の整備促進
- 基本計画策定の取組促進
- 配偶者暴力相談支援センターの設置促進

重点目標4 被害者への適切な対応のための研修等の充実

- 市町村等の相談窓口職員に対する実務研修の実施
- 学校関係職員へのDV関連情報の周知
- 女性相談員等に対するケア体制整備の検討

重点目標5 外国人・障がい者等に対する配慮

- 被害者の人権を尊重した対応
- 様々な媒体による支援情報の提供
- 外国人に配慮した相談対応
- 障がい者、高齢者に配慮した相談対応
- DV被害男性や性的マイノリティの方に配慮した相談対応

基本目標Ⅲ 迅速かつ安全な保護

重点目標6 迅速で安全な保護体制の充実

- 他の都道府県との広域連携の推進
- 被害者の個別の事情や状況に配慮した一時保護の実施
- 警察との連携の推進
- 被害者に対する支援措置の強化
- 母子生活支援施設の設置に向けた取組

重点目標7 同伴家族の保護

- 児童相談所等関係機関との連携強化による同伴児への支援体制の充実
- 障がい者、高齢者に配慮した相談対応(再掲)

重点目標8 同居中の交際相手からの暴力被害者及びストーカー被害者の保護

- 身の安全を最優先にした迅速な一時保護の実施

重点目標9 保護命令制度に対する適切な対応

- 保護命令制度についてのさらなる周知の徹底
- 保護命令申立てに係る支援
- 保護命令の通知を受けた場合の適切な対応

基本目標Ⅳ 自立の支援

重点目標10 自立支援の充実

- 住宅確保に係る支援の充実
- 就業支援の充実
- 国民健康保険、生活保護等各窓口における被害者への適切な対応
- 被害者支援のためのリーフレット等の作成
- 子どもに対する支援の充実
- 母子生活支援施設の設置に向けた取組(再掲)

基本目標Ⅴ 関係機関との連携協力等

重点目標11 関係機関との連携協力の強化

- DV被害者保護支援ネットワーク会議の充実
- 市町村を始めとする関係機関との連携強化
- 他の都道府県との広域連携の推進(再掲)
- 民間団体との連携強化

重点目標12 適切かつ迅速な苦情解決の仕組みの確立

- 関係機関への苦情処理体制整備についての働きかけ

[数値目標]

目 標 項 目	現 状 (平成29年度)	目標年次 平成35(2023)年度
基本目標Ⅰ DVを許さない社会づくり 配偶者や恋人から暴力を受けた経験がある人でどこ(だれ)にも相談しなかった人の割合	34.3% (平成27年度)	20%
基本目標Ⅱ 安心して相談できる体制づくり DV対策基本計画を策定している市町村数	12市町村	26市町村
配偶者暴力相談支援センターの機能を果たす施設を有する市町村数	0市町村	3市町村
基本目標Ⅲ 迅速かつ安全な保護 母子生活支援施設数	0施設 (平成30年度)	1施設
基本目標Ⅳ 自立の支援 一時保護されたDV被害者が施設等への入所や地域における安全な生活につながった人の割合	82.4% (平成25～29年度平均)	100%